

平成29年度 川内村社会福祉協議会事業計画書

《基本方針》

平成29年度においても、川内村地域活動ビジョンの基本方針「村民が安心して暮らせる福祉の村づくり」基本目標「コミュニティの再生、再構築の推進」「相互扶助の充実」「高齢者の生きがいつくりの推進」を実践できるよう、関係機関と連携を図りながら推進してまいります。

東日本大震災による原発事故から6年が経過し、本村の復興対策は着実に進められており、帰村者は29年1月1日現在で人口の68.6%、1,878人になっております。今後、29年3月末で仮設や借り上げ制度が終わり村に戻って来る住民が増えることが予想され、戻ろうとしている住民の様々な不安を社協として何が出来るのかを住民のニーズを把握しながら、事業に組み入れられるよう村と連携しながら推進いたします。

昨年度は、村外医療機関への外出支援事業を始め利用者も徐々に増加していますので、今後どのような形で継続していくか、家族の絆や地域とのコミュニティを崩壊せず運用できるよう取り組みます。

社会福祉法が改正となり、29年4月から本格的に施行され、社協は組織のガバナンスを強化し、さらに経営情報の透明化を高めることになることから、運営に参画している理事・監事、評議員の役割が重要になることから村社協独自の研修も検討していきます。

また、介護保険法の改正等により、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため介護予防の充実を目的に、村と連携して地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の充実に取り組んでいきます。

介護保険事業部門においては、デイサービスにおいては事故前の定員30名に増員して地域の需要に対応しています。また、介護保険報酬のマイナス改定や介護員の不足等、厳しい経営を迫られておりますが、人材育成計画及び研修計画を策定して職員の確保・育成を図り、村唯一の介護保険事業者として、利用者に安心して利用して頂けるよう、質の高いサービスの提供に努めてまいります。

重点施策

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1. 組織体制の強化	(1) 法人運営の根幹である理事会・評議員会・監事会開催 (2) 各福祉団体及び行政機関（福祉・医療・保健）との連携を密にする。（コーディネート業務） (3) 人材育成計画、研修計画の策定により、職員の職場内研修（OJT）や職場外研修（Off-JT）参加により資質の向上を図る。	年3～4回
2. 財政基盤の確立	(1) 社協の行う地域福祉事業の多くは行政からの委託、補助で占められております。行政からの財源のみならず独自財源も厳しい現状ではありますが、社協の性格を踏まえながら、「経営的視点」を持った効率的な事務・財政運営を一層進めてまいります。 社協個人会費は、29年度から徴収する。 (2) 介護保険サービス事業の健全経営を目指す。	
3. 地域福祉活動の推進	(1) 心配ごと相談事業 心配ごと相談所の開設 村民の日常生活上の悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、適切な助言、援助などを行い福祉の推進を図る。 (2) 生活福祉資金貸付事業 低所得者世帯が経済的に自立助長を図るため、生活福祉資金の適正な活用の推進をはかる。 (3) 生活援助資金貸付事業 資金貸付により、経済的自立と生活意欲の助長促進をはかる。 (4) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート事業） 日常生活に不安のある方を生活支援員が地域で安心して生活ができるようお手伝いをする制度であり、地域住民に対して制度の周知をはかる。 (5) 生活困窮者自立支援法による事業 本制度は、27年4月から県社協が受託して実施され、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給その他の支援などが行われ、第2のセーフティネットとして情報提供や支援調整会議への参画等積極的にかかわる。 (6) 地域防災活動事業 村の地域防災計画に基づき、ボランティア受け入れ、民生委員及び赤十字奉仕団活動を行う。	毎月1回 第3水曜日 民生委員協議会 県社協より受託 村社協独自 県社協より受託 県社協

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
3. 地域福祉活動の推進	(7) 地域福祉活動ビジョン実現に向けた活動 地域福祉活動計画に位置付けるビジョンの実現に向けて、地域コミュニティや共助の再生、高齢者の役割や生きがいづくり活動を行う。	
4. 在宅福祉サービス事業の推進	(1) 福祉車両貸出サービス事業（村受託事業） 高齢者・障害者・知的障害者であって車イス使用等でなければ移動が困難な方への貸出。 (2) 外出支援サービス事業（村受託事業） 村内居住者で自動車運転が不可能、歩行が困難な者で65歳以上の世帯や障がい者等で、居宅から村内外の医療機関への通院や村内の公共施設・商業施設への送迎を行う。村内の利用は原則1人月4回までとし料金は無料。 (3) 自立（軽度）高齢者に対するヘルパー派遣事業（村受託事業） (4) 福祉用具貸与事業（緊急時の貸与） ベット・車椅子・床ずれ防止マット (5) 配食サービス事業（村受託事業） 村内において、75歳以上の一人暮らし、高齢者世帯、障害者等を対象に実施。	申請随時 申請は村へ随時 登録運転手3名で対応 申請随時 申請随時 毎週水曜日
5. 老人・児童福祉事業の推進	(1) 老人クラブ活動の育成強化と連合会事務局 (2) 生きがいと健康づくり支援事業 児童・生徒・婦人との世代間交流事業への協力 (3) 高齢者ふれあい・いきいきサロンの充実 閉じこもり防止や認知症や介護予防を目的に各地区で実施している事業に対し、協力・支援を行う。 (4) 自主的サロン活動の支援 (5) 子育てサロンの開催 (6) 高齢者ふれあい交流会の実施	集会所 月1回 2地区 月2回 木曜日 年1回
6. 福祉団体活動の援助協力	(1) 民生委員協議会活動への協力（事務局） (2) 研修事業の実施や参加協力 県主催の研修会や村定例会での研修の実施。 (3) 母子寡婦福祉会に対する援助協力（事務局） (4) 身体障害者福祉会に対する援助協力（事務局） (5) 遺族会に対する援助協力（事務局） (6) 心身障害児者親の会に対する援助協力（事務局）	定例会

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
7. 日本赤十字社事業の推進	(1) 日本赤十字社社資募集の推進 (民生委員協議会) (2) 赤十字奉仕団に対する援助協力(事務局) (3) 災害時における救援物資等の支援	5月
8. 共同募金事業の推進	(1) 赤い羽根共同募金運動推進 (行政区長会) 住民募金使途の明確化に努める。 (2) 歳末たすけあい募金運動推進(婦人会) (3) 歳末募金法人募金推進	10月 12月
9. ボランティア活動の推進	(1) ボランティア活動の情報提供 担当職員によるボランティア活動に関する相談、情報提供、活動の紹介を行う。 (2) ボランティア活動研修会の参加 ボランティア活動参加促進の啓もうを行い、コーディネーター養成研修会等への積極的な参加を促す。 (3) 福祉教育事業 小・中学校が実施する職場体験活動を受け入れ、若い世代の福祉活動への参加機会を提供する。 (4) ボランティアグループの育成及び活動保険の推進 高齢者サロンへのボランティアや避難者・村内福祉活動ボランティア受け入れや推進、組織化への支援をする。	
10. 介護保険事業の経営	(1) 居宅介護支援事業(介護支援計画「ケアプラン」) ＜基本理念＞ 安心して健やかに、その人らしい日常生活が送れるように支援する。 ① 介護サービス計画(ケアプラン)の作成 ② 介護認定訪問調査・介護予防プラン作成(村受託事業) ③ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ケース検討や外部研修会への参加等、専門的スキルを向上。 ④ 保健・医療・福祉機関との連携 地域包括支援センターや保健、医療機関、保健福祉課や介護保険施設、居宅サービス事業所、他居宅介護支援事業所との連携に努め適正な事業実施を図る。	常勤2名 体制

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
10. 介護保険事業 の経営	(2) 訪問介護事業（ヘルプサービス） ＜基本理念＞ ① 訪問介護サービス提供。（介護給付事業） ＊身体介護、生活援助、相談助言等のサービスを提供する。 ② 介護予防給付事業 平成29年度末までに総合事業（介護予防・日常生活支援 総合事業）にすべて移行し要援護者に対して必要な支援を行う （主に生活支援） ③ 登録ヘルパーの充実により、サービス提供を効率的・効果的 に提供するように努める。 ④ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、自己啓発援助 （SDS）の実施。 (3) 通所介護事業（デイサービス） ＜基本理念＞ 利用者の尊厳を尊重して、自立に向けた介護サービスを提供しま す。 ① 通所介護サービス提供（介護給付事業） 利用者個々の能力に応じたサービス提供 ② 介護予防通所介護事業（予防給付事業） 要支援者へのサービス ③ アクティビティ事業の充実 レクレーションや機能回復運動や体操を個々の能力において 実施し、生活活動の活性化を促す。 ④ 職員の資質向上のための勉強会や研修参加 ミーティング、OJT や外部研修会参加、資格取得支援の実施。 ⑤ 定期的なサービス意向調査等の実施により、きめ細かなケア を実施。	職員 1 名 登録 2 名 職員 4 名 臨時 9 名
11. 生活支援相談 員の活動	＜基本理念＞ 仮設住宅、借り上げ住宅制度がなくなり、帰村した住民で生活基 盤が弱くなり、自立した生活が困難になった人への支援を行う。 具体的には、要援護者安否確認、生活上の相談等の受付を行い、 安心して暮らせるように専門機関や関係機関と連携して支援を行 なう。	通年

項 目	主 な 実 施 内 容	実施時期等
1 1. 生活支援相談員の活動	また、各集会所において住民同士の情報交換や、生きがいづくり、日々の生活を送れるようサロン（集い）・交流会・レクレーション等を企画し後方支援を行う。 【生活支援相談員の配置】 活動拠点を五社の杜サポートセンターに集約し、生活支援相談員5名を配置し活動する。 仮設住宅制度終了により郡山地区やいわき地区の活動を29年度から中止する。 【活動内容】 (1) 安否確認等（健康状態の確認、生活上の問題点） 帰村住民でひとり暮らしや高齢者世帯等住民を訪問し、安否等の確認をする。 (2) サロン交流会の開催 住民の憩いの場、交流の場、楽しみの場としてサポート拠点等において、軽スポーツ、カラオケ、手芸、お茶会等を行い、日々の生活を楽しく、また張り合いのある生活にすることを目的に行う。 開催場所 ：五社の杜サポートセンター (3) 村内の帰村した高齢者の生活再建の支援や村内サロンの支援を併せて行う。	毎月1回

